

四国中央市早期契約制度の試行に係る事務取扱要領

平成 29 年 12 月 28 日

告示第 160 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設工事において、工事の円滑な施工に資するため、あらかじめ工事を開始する日（以下「工事開始日」という。）を市長が指定する制度（以下「早期契約制度」という。）を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 早期契約制度の対象となる工事は、市長が指定するものとする。

(工事開始日)

第 3 条 市長は、工事開始日を入札公告及び特記仕様書により指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定をした場合において、当該工事開始日を変更する必要があるときは、書面により受注者に通知するものとする。

(工事開始待機期間)

第 4 条 工事請負契約が成立する日（以下「契約日」という。）の翌日から工事開始日の前日までの期間（以下「工事開始待機期間」という。）は、入札公告で定める全体工事期間（契約日の翌日から工事が完了する日までの期間をいう。）の 30 パーセント以内かつ 60 日内の期間とする。ただし、債務負担行為に係る工事の工事開始待機期間は、90 日内の期間とする。

(現場管理)

第 5 条 市長は、工事開始待機期間においては、当該工事に係る現場の管理を行うものとする。

(技術者及び現場代理人の配置)

第 6 条 受注者は、工事開始待機期間においては、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置しないことができるものとする。

(工事着手日等)

第 7 条 受注者は、工事開始日から起算して 30 日を経過した日までに当該工事に着手しなければならない。

2 受注者は、工事開始待機期間においては、工事（測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。

(前金払)

第 8 条 市長は、工事開始待機期間においては、四国中央市契約規則（平成 16 年四国中央市規則第 50 号）第 63 条に規定する前金払をしないものとする。

(経費の負担)

第 9 条 工事開始待機期間において生ずる経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第 10 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知をする入札執行分について適用する。